

外国人技能実習生を巡る 法的諸問題

はらたけゆき

講師 **原武之氏**

オリンピック法律事務所パートナー弁護士

日時 平成30年12月10日（月）午後2時00分～午後5時00分

昨年、外国人技能実習生制度に「介護」が追加されるなど外国人技能実習生が活躍できる分野が拡大しています。

しかしながら、「技能実習生」という立場と「労働者」としての立場の両面を有する立場となっていることから、裁判、労働基準監督署、入国管理局が関与してくる諸問題が発生していますので、一度それらの問題を網羅的にご説明したいと思います。

1. 外国人技能実習生制度とは
2. 外国人技能実習生の受け入れから帰国までの間に実務上気を付けなければならない点
3. 外国人技能実習生にかかわる問題に対する労働基準監督署や入国管理局の対応
4. 外国人技能実習生を巡る裁判（未払賃金、解雇、セクハラなど）
5. 問題が発生した場合にどのように対応し、解決していくか（具体的な紛争事案を踏まえて）

【講師略歴】

2003年（平成15年）10月、弁護士登録。

森・濱田松本法律事務所にて3年間勤務し、2006年（平成18年）10月、愛知県弁護士会に登録換えをし、川上・原法律事務所パートナー。2017年（平成29年）2月13日、オリンピック法律事務所パートナー。

※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 **経営調査研究会**

■後援 **金融財務研究会**

<https://www.kinyu.co.jp>

Facebook : <https://www.facebook.com/keichoken>

Twitter : <https://twitter.com/#!/keichoken>

Blog : <https://kinyu.co.jp/blog/>



開催日

平成30年12月10日(月)
14:00~17:00

会場

茅場町・グリーンヒルビル
金融財務研究会本社 セミナールーム
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8
TEL 03-5651-2030
地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅
6番出口より徒歩1分
(開場は開演の30分前です。)

参加費

1名につき34,100円
(消費税、参考資料を含む)

1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき29,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申込先

経営調査研究会 ホームページ <https://www.kinyu.co.jp/>
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル
TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からもお申しいただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致しませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご参加になれなかった場合、当社および金融財務研究会主催の他のセミナーに無料でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお問い合わせいたします。)ご記入いただきました個人情報、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱UFJ銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281
みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱UFJ信託銀行 日本橋支店 1979947

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

FAX 03-5695-8005

外国人技能実習生を巡る法的諸問題

12 / 10

◆参加申込書◆

平成30年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい	会社名	TEL FAX		
	所在地	E-Mail 〒		
	参加者ご氏名	部課名		
	〃	〃		
	〃	〃		
	〃	〃		
	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX	

*セミナーコード 2329 (Law-302329)

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。